

契約書(案)

社団法人日本セラミックス協会(以下「甲」という)と〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、甲の月刊誌、Journal of the Ceramic Society of Japan(以下「論文誌」という)の制作につき、以下のとおり役務請負契約を締結する。

- 第1条 この契約において乙が履行すべき給付内容は、仕様書、単価表、その他の書類で明記されたものとする。
- 第2条 物品等は、甲が指定する場所に納入するものとする。
- 第3条 納入期限は、毎月 日までとする。
- 第4条 乙は納品と同時に納品書を甲に提出するものとする。
- 第5条 代金は、検査合格後適法な請求書を受領してから翌月以内に支払うものとする。
- 第6条 乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することが出来ない場合においては、甲は損害金の支払を乙に請求することができる。
- 第7条 甲は、契約の目的物に瑕疵があるときは、乙に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当期間内に目的物の取替え若しくは修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 第8条 乙は作業中に知り得た甲の業務上の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- 第9条 本件に関する成果物の所有権はすべて甲に帰属するものとし、著作権は甲に譲渡されるものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。
- 第11条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日までとする。ただし、契約終了3ヶ月前までに、甲、乙いずれかから契約終了の書面による申し出がない限り、さらに 年延長する。

平成 年 月 日

甲 東京都新宿区百人町 2-22-17
社団法人 日本セラミックス協会

乙